

平成 21 年 6 月 18 日

法人名称変更について

公益法人制度改革関連法の一つとして成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が平成 18 年 6 月 2 日に公布され、平成 20 年 12 月 1 日から施行されることになりました。この法律の施行に伴い、中間法人法は廃止され、既存の中間法人は、一般社団法人・財団法人法に基づく一般社団法人に移行することになります。これにより、当協会は中間法人から一般社団法人に移行することとなりました。

法の規定に基づき、法人名称変更を含む所要の定款変更を、6 月 18 日の定時社員総会にて決議いたしました。

これをもちまして、当協会は名称を「有限責任中間法人日本原子力技術協会」から「**一般社団法人日本原子力技術協会**」に変更いたしましたので、お知らせいたします。

一般社団法人日本原子力技術協会

理事長 藤江孝夫